

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月13日

【会社名】 株式会社セルシード

【英訳名】 CellSeed Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 幸雄

【本店の所在の場所】 東京都新宿区原町三丁目61番地

【電話番号】 03-5286-6231

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区原町三丁目61番地

【電話番号】 03-5286-6231

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を含む。）

【届出の対象とした募集金額】

（第10回新株予約権）

その他の者に対する割当 541,410,300円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 541,684,300円

（第11回新株予約権）

その他の者に対する割当 17,500,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,930,900,000円

（注）1 第10回新株予約権の発行価格及び第11回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額をそれぞれ平成25年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額として仮に計算された金額です。

2 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得・消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。また、行使価額が修正または調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、増加又は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	274個（新株予約権1個につき1,000株）
発行価額の総額	541,410,300円（注2）
発行価格	未定（注3）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年9月2日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区原町三丁目61番地
払込期日	平成25年9月2日
割当日	平成25年9月2日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿通支店

- (注) 1 第10回新株予約権については、平成25年8月13日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 発行価額の総額は平成25年8月12日現在における見込額です。第10回新株予約権の発行価額の総額は発行価格に発行数を乗じた金額とします。
- 3 発行価格は、新株予約権1個当たり、平成25年8月14日から平成25年8月27日までの各取引日において東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」といいます。）の単純平均値の95%相当額から1円を差し引いた値に1,000を乗じた金額（1円未満端数切捨て）とします。
- 4 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに第10回新株予約権の割当予定先との間で第三者割当契約証書（以下「第10回新株予約権第三者割当契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 第10回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社セルシード 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第10回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式274,000株とします(新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は1,000株とします。)</p> <p>2. なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとします。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」といいます。)に割当株式数を乗じた額とします。</p> <p>2. 第10回新株予約権の行使価額は、1円とします。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>第10回新株予約権の発行価額の総額に274,000円を加えた額とします。</p> <p>(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得・消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第10回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に行使請求に係る各第10回新株予約権の発行価額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とします。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年9月3日から平成26年9月2日までの期間とします。

新株予約権の行使 請求の受付場所、 取次場所及び払込 取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店</p>
新株予約権の行使 の条件	各第10回新株予約権の一部行使はできません。
自己新株予約権の 取得の事由及び取 得の条件	当社は、第10回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第10回新株予約権の払込期日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第10回新株予約権1個当たり、取得日の10取引日前から取得日前日までの10連続取引日におけるVWAPの単純平均値（但し、VWAPが算出されない日は除きます。）に1,000を乗じた価額（1円未満端数切捨て）で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する第10回新株予約権の全部又は一部を取得します。
新株予約権の譲渡 に関する事項	第10回新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。
代用払込みに関す る事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 第10回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」＝有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療製品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社グループでは、現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しております。研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートについては、現在、早期の事業化を目指した方策の検討を進めております。また食道再生上皮シートについてはこれまでに共同研究先における臨床研究が終了しており、その他3つの開発候補品については現在臨床研究が進められている段階にあります。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。当社グループでは、これまでに構築した国内外の販売代理店網を通じてマーケティング・販売活動を行っております。

当社グループの収益基盤を確立するためには、共同研究先との協働による細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業双方における研究開発活動（特に細胞シート再生医療事業における前臨床研究、臨床研究、治験、各国薬事承認取得などの活動）の推進と両事業における製品製造・マーケティング・販売活動の拡充が必要です。但し、いずれの事業もまだ先行投資期にあり、特に細胞シート再生医療製品の研究開発を行う細胞シート再生医療事業はその本質として多額の研究開発先行投資を必要とするため、当社グループはこれまで必要資金の手当てのために様々な施策を実行してまいりました。

必要資金手当てに向けた各施策の実行並びに経費削減を通じた今後の研究開発体制の構築を推進する中で、平成25年2月、当社は「外部環境の変化を活用した新たな持続的成長モデルの構築」を中期ビジョンとして掲げ、「事業提携」・「戦略投資」・「財務基盤」を3つの柱とする平成25～27年度中期経営計画を発表いたしました。

本計画の第1の柱である「事業提携」においては、平成25～26年度における実現を目途とした細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目的として事業提携の実現を図り、事業提携の内容と社内外の環境変化に応じた研究開発戦略の大胆かつ機動的な組み換えを検討する計画です。事業提携を伴う細胞シート再生医療製品の早期事業化は、当社によるこれまでの研究開発成果の収益化及び事業化に至る先行投資負担の軽減を可能にするとともに、当社が比較優位を持たない経営資源（機能、スキル、技術）の補完に寄与するものと期待しております。

第2の柱である「戦略投資」においては、中長期的な企業価値成長を目指した戦略分野への先行投資を積極的に進める計画です。現在検討を進めている先行投資領域候補としては、例えば、日本における法規制の整備によって生じる新しい事業機会への戦略的参入が挙げられます。現在日本で検討されている法規制整備の状況（特に薬事法の改正、いわゆる「再生医療新法」の制定など）に注目しております。具体的には、高い有用性等が期待される再生医療製品については、その特性を踏まえた安全性等の基準の整備や手続の見直しを行い、迅速な審査・承認を行う制度作り（早期承認制度）が進んでおります。また細胞加工のための制度整備では、再生医療を医師・医療機関が実施する際に、医師法・医療法の下で患者の細胞・組織の加工等を外部の専門性を有する事業者等に委託できる仕組み作り（細胞受託加工業の創設）が進んでおります。当社はこういった状況を踏まえて事業提携を通じた参入の可能性も視野に入れながら戦略的な検討を進める計画です。また、ブロックバスター製品を目指した「第2世代パイプラインの研究開発」も今後の先行投資課題のひとつです。

第3の柱である「財務基盤」においては、事業提携、公的助成・補助、及びエクイティ・ファイナンスを含めた金融的手法などの多様な手段を活用し、上述の第1、第2の柱の推進に必要な資金の調達及び安定的資金源の開発に取り組むとともに、費用対効果の向上を通じた継続的な支出抑制にも取り組んでまいります。中期経営計画の着実な推進による当社グループ事業の一層の進展と持続的な成長モデルの構築に向けて、当社グループは事業提携等を含めた資金調達の実現による財務基盤の確立を、現在の最優先課題と位置付けております。

再生医療事業という革新的な事業に関する提携の実現は必ずしも容易ではないと考えられますが、最近になって再生医療事業を取り巻く環境は活性化してきております。例えば、平成24年に政府より相次いで「医療イノベーション5か年戦略」と「日本再生戦略」が発表され、これらの文書の中で再生医療の産業化が重点的な取組項目として挙げられております。また、平成24年12月には様々な種類の細胞に成長でき再生医療の実現につながることを期待される「iPS細胞（人工多能性幹細胞）」を世界で初めて作製した山中伸弥京都大学教授・同大学iPS細胞研究所長がノーベル医学・生理学賞を受賞され、改めて再生医療が各方面の注目を浴びる機会となりました。さらに、平成25年4月には再生医療の実用化を目指した再生医療推進法が成立し、同年7月には厚生労働相がiPS細胞を用いた臨床研究計画を承認するなど、政府の再生医療に対する前向きな取組姿勢が具現化してきています。

このような基礎研究成果や政府の取組姿勢などが再生医療の産業化にとって前向きな環境を醸成する中、近時、複数の大手企業が再生医療分野あるいはその関連分野への参入を正式に表明するケースが見られるようになりました。他方、医療用医薬品・医療機器分野は薬事法規制対応の必要性などから一般的に参入障壁が高いとされており、その中でも最先端の技術を活用する再生医療分野はもう一段参入障壁が高くなっていると言えます。そのような参入障壁を有する再生医療分野あるいはその関連分野への参入を検討している企業にとって、当社グループのような基盤技術・特許網・研究開発パイプライン及び薬事法規制対応を含めた経験・ノウハウなどを有する先行企業との提携は、高い参入障壁を乗り越えるための戦略的選択肢の1つになり得ると考えております。また、潤沢な資金背景と新規事業分野への参入意欲を有する大手企業は、研究開発先行投資資金及び運転資金の調達を最重要課題としている当社グループにとって重要な戦略的提携パートナーになり得る相手方です。

当社グループは、このような環境認識に基づいて、現在複数の相手方と事業提携等に関する交渉を推進しておりますが、現在までに具体化したものはございません。一方、既に開示しておりますとおり、平成23年4月に米国Emmaus Medical Inc.（以下「エマウス社」といいます。）との間で締結いたしました共同研究開発基本契約については、両社の直近の状況を踏まえ、米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約に統合する方向で検討を進めており、統合が実現した場合には平成24年12月期第1四半期中に受領した150万米ドルが当社技術移転対価となり、先方一時金支払義務は終了する見込みとなっております。当社グループは平成25年12月期第2四半期連結会計期間末においても依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況にあり、従いまして、中期経営計画に基づく着実な事業の推進及び将来に向けた持続的な成長モデルの構築に向けて、継続的な事業提携交渉の推進と並行して、研究開発の継続的・積極的な推進を可能とする資金を調達することが経営上重要な課題となっております。

以上のような状況を総合的に勘案して、今般当社は自己資本拡充と運転資金及び研究開発資金確保という課題に対応することを目的として、第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を実施することにいたしました。

当社は、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行（以下、これらを総称して「本資金調達」といいます。）を通じて研究開発活動をより一層推進し、事業提携を伴う細胞シート再生医療製品の早期事業化による安定的事業基盤の確立、細胞受託加工業への新規参入、及び生産ブレイクスルーの実現・次世代パイプラインの研究開発という戦略分野への先行投資による中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本資金調達は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による第10回新株予約権の発行と後記の第11回新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達を選択した具体的な検討内容です。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資、新株予約権付社債、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。しかしながら、前述の当社の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業はともまだ先行投資段階にあり、当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであることから、間接金融（銀行借入）による資金調達は、事実上困難な状況であり、本届出書提出日現在においても間接金融（銀行借入）による資金調達は行っておりません。

そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、エクイティ発行による直接金融に依拠せざるを得ない状況です。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達方法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストの負担が第三者割当による新株予約権の発行より大きいこと、また将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすために、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上している当社の損益状況や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

新株予約権付社債については、その転換までの間、調達金額が負債として計上されるため、現在の当社の財務体質に鑑み、財務健全性の観点から今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

第三者割当増資については、資金需要に合わせた機動的な資金調達の観点からは適切でないと考えられること、今回のように調達金額が大きい場合には当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに短期的に大きな影響を及ぼすと考えられること、並びに即時の株式発行を伴うものであり、上記の公募増資及び株主割当増資同様将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

この点、異なる性質を有する2種類の新株予約権を組み合わせた資金調達方法は、当社の当面の資金需要に対処するとともに株価への下落圧力を可及的に軽減して、既存株主の皆様の利益に配慮しながら継続的な研究開発資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

本資金調達の概要

今回の資金調達においては、(i)新株予約権という形態ではあるものの発行当初に資金調達できる仕組みを持つ第10回新株予約権、及び(ii)割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みを持つ第11回新株予約権という2種類の新株予約権を第三者割当の方法によって割当予定先に対して発行いたします。

(第10回新株予約権の商品性)

a. 当社株式の時価に基づいて設定される新株予約権の払込金額

- 第10回新株予約権の払込金額は、発行決議日直後の一定期間における当社株式の時価の加重平均に基づき決定されます。当該払込金額は第10回新株予約権の発行日に割当予定先より払い込まれる金額であることから、新株予約権の発行当初に資金を調達することができます。

- ・ 払込金額の決定方法につきましては、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権)(1) 募集の条件 脚注3」をご参照ください。

b. 新株予約権の行使価額

- ・ 第10回新株予約権の行使価額は1円に設定されておりますが、この結果新株予約権発行時における株式発行による資金調達とほぼ同等の経済効果を得る事が可能になっております。なお、第10回新株予約権に行使価額の修正条項は付されていません。

c. 新株予約権の取得条項

- ・ 当社は、第10回新株予約権の割当日の翌営業日以降いつでも、当社取締役会の決定により、当社株式の時価に基づき決定される金額で第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ・ 取得時の時価は、当社取締役会が定める取得日の10取引日前から取得日前日までの10連続取引日におけるVWAPの単純平均値(但し、VWAPが算出されない日は除きます。)に1,000を乗じた価額(1円未満端数切捨て)とされています。

d. 新株予約権の行使制限と行使指示

- ・ 第10回新株予約権第三者割当契約に基づき、割当予定先は、第10回新株予約権の行使可能期間の最終日の2週間前までは、一定の場合を除き、自らの裁量で第10回新株予約権を行使することができません。当社が割当予定先による第10回新株予約権の行使を希望する場合には、第10回新株予約権の行使可能期間の最終日の2週間前までに割当予定先に対して行使すべき旨及び行使すべき第10回新株予約権の数を通知することで割当予定先に対して新株予約権の行使指示を行うことができます。
- ・ 割当予定先は当該行使指示を受けた場合、当該行使指示を受領した日から3取引日以内に行使指示された数に相当する第10回新株予約権を全て行使します。但し、かかる行使は、これを一括して又は数回に分けて行うことができます。
- ・ 当社が株式の希薄化の回避を希望する場合には、c.の新株予約権の取得条項を行使することで、当社の裁量でいつでも残存する第10回新株予約権を取得することができます。但し、未公表のインサイダー情報がある場合等一定の場合には当社は行使指示を行うことはできません。なお、当社は、行使指示を行う都度開示いたします。

e. 譲渡制限

- ・ 第10回新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。第10回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先は、第10回新株予約権の行使指示を行う権利その他の第10回新株予約権第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

(第11回新株予約権の商品性)

a. 行使価額上方修正オプション

- ・ 第11回新株予約権の行使価額は、当初は固定されていますが、当社株価が上昇し行使価額の上方修正を希望する場合には当社の取締役会において決議することによりその上方修正を開始させることが可能です。行使価額が上方修正された場合には、資金調達額が増大することになり、当社株価の上昇によるアップサイドメリットを享受することができます。

- 行使価額の修正に係る決議がなされた場合には、それ以降第11回新株予約権の行使の都度所定の算式に従って自動的に行使価額の修正がなされますが、下限行使価額(後記「2. 新規発行新株予約証券(第11回新株予約権)(2) 新株予約権の内容等 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質」欄にて定義します。以下同じ。)は当初行使価額の100%に相当する金額であり、行使価額の修正が開始された後も、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整が生じる場合を除いて、行使価額が当初行使価額を下回ることはありません。

b. 行使指定条項

- 行使指定条項による行使指定(以下に定義します。)又はc.記載の行使停止指定条項に基づく行使停止指定がなされた場合を除き、d.記載の制限超過行使の禁止に従うことを条件として原則としていつでも割当予定先の裁量で第11回新株予約権を行使できる仕組みとなっており、当社株式の時価が行使価額を上回っているときは速やかに新株予約権の行使が進んでいくことが期待できる仕組みとなっております。
- 当社が機動的な資金調達を希望した際には、一定の条件に従って第11回新株予約権を行使すべき旨並びに行使すべき第11回新株予約権の数及び行使すべき期間を当社が指定(以下「行使指定」といいます。)できる仕組みとなっております。割当予定先は、かかる行使指定に従って、一定の条件及び制限の下で、第11回新株予約権を行使します。
- 但し、第11回新株予約権の行使指定をする際には、当社が一度に行使指定を行うことのできる行使指定期間は最長20取引日とし、行使指定を行うことのできる新株予約権の数は、行使指定のなされる日の前日までの1ヶ月間又は同3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の15%に最も近似する株式数に行使指定期間の日数を乗じた数に相当する数以下となるように行使指定を行う必要があります。
- 行使指定の直前の取引日における当社普通株式の終値が行使価額を下回る場合、当社株式に係るインサイダー情報がある場合、当社の財務状況又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など、一定の条件の下では、当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の行使指定を行う都度開示いたします。

c. 行使停止指定条項

- 当社は、割当予定先に対して、一定の条件に従って第11回新株予約権を行使できない期間を指定すること(以下「行使停止指定」といいます。)ができます。
- 行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる第11回新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の行使停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、いったん行った行使停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、当社は、b.記載の行使指定を行った場合、割当予定先が当該行使指定に基づき行使しなければならない第11回新株予約権の行使を妨げるような行使停止指定を行うことはできません。
- 当社の判断により随時行使停止指定を行うことが可能であるため、当社が当社の資金需要及び市場環境に鑑み主体的に資金調達時期を設定することが可能となります。なお、当社は、行使停止指定を行う都度開示いたします。

d. 制限超過行使の禁止

- ・ 当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び有価証券上場規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づいて、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所用の適用除外の場合を除き、第11回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が第11回新株予約権の払込日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(制限超過行使)を割当予定先に行わせないこととします。
- ・ 割当予定先は、制限超過行使に該当するような第11回新株予約権の行使を行わないことに当社との第11回新株予約権に係る第三者割当契約証書(以下「第11回新株予約権第三者割当契約」といいます。)の中で同意しております。

e. 交付株式数の固定

- ・ 第11回新株予約権の目的である当社普通株式数は1,400,000株で固定されており、株価動向にかかわらず交付株式数が固定されているため、第11回新株予約権の行使による最大希薄化率は変わりません。

f. 新株予約権の取得条項

- ・ 当社は、第11回新株予約権の割当日の翌営業日以降いつでも、当社取締役会の決定により発行価額と同額で第11回新株予約権の一部又は全部を取得する旨及び取得日を決議することができます。
- ・ 将来的に第11回新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社はその裁量でいつでも残存する第11回新株予約権を取得することができます。従って第11回新株予約権の発行後も当社資本政策の柔軟性が確保されております。
- ・ 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、発行価額と同額で第11回新株予約権の全部を取得します。

g. 買戻義務

- ・ 当社は、第11回新株予約権第三者割当契約に基づき、第11回新株予約権第三者割当契約に基づき平成27年9月2日に、その時点で残存する第11回新株予約権のすべてを発行価額で買い取る義務を負います。

h. 譲渡制限

- ・ 第11回新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。第11回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先は、第11回新株予約権の行使停止指定を行う権利その他の第11回新株予約権第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

本資金調達を選択理由

本資金調達は、当面の資金需要に対応しつつ、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示又は行使停止指定等を行うことができることが大きな特徴であり、そのために異なる性質を有する2種類の新株予約権を組み合わせています。具体的には、第10回新株予約権は当面の資金需要に対応して発行されるものであり、将来の株式の発行可能性は有するものの取引時点では直ちに株式を発行することなく即時の資金調達を実現することができることをその特徴としております。一方、第11回新株予約権は、即時の資金調達手段とはならないものの、行使価額上方修正オプションを活用することで将来の当社株価上昇時に資金調達額を増やすことが可能となり、また当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指定又は行使停止指定を行うことで、株価への影響に配慮しつつ今後の当社の資金ニーズに応じた柔軟かつ機動的な資金調達を行うことを企図して発行されるものです。

(第10回新株予約権の特徴)

- a. 当資金調達方法のコンセプトは、将来の株式発行条件を事前に確定した上で、取引時点で株式を直ちに発行することなく、取引の相手方から事前に資金を調達する経済効果を実現するものです。資金調達額は予め決定された将来に発行される可能性のある株式の発行価額及び発行数量に基づき、現在の株価水準を基準に決定されます。
- b. 具体的には、割当予定先と第10回新株予約権第三者割当契約を締結し、当社株式274,000株を対象とする行使価額1円の新株予約権を当社株式の時価から一定のディスカウントを行った価額で割当予定先に発行します。新株予約権の発行価額としての払込相当額は、当社の貸借対照表上、新株予約権の発行時より純資産として計上されます。
- c. 割当予定先は新株予約権の満期の2週間前までは当社による行使指示がない限り、原則として新株予約権の行使が制限され、かつ事前通知により当社はいつでも新株予約権を当社普通株式の時価相当額で取得することが可能となっています。従って、当社の裁量で将来時点における株式発行の要否、発行する株式数(但し上限は予め決定される株式数)及びその発行時期を決定することができます。
- d. 当社が第10回新株予約権を取得する場合の取得価額は取得時の当社株価により変動します。第10回新株予約権の時価は当社株価にほぼ連動するため、当初時点と比較して株価が上昇した場合の取得価額は発行価額と比較して高くなり、株価が下落した場合の取得価額は発行価額と比較して低くなります。また、当社が割当予定先に対して行使指示を行うことによる株式発行を選択した場合、新株予約権発行時に純資産に計上していた金額は資本金及び資本準備金に計上されます。
- e. 当資金調達方法に関連して、当社役員と割当予定先の関係会社であるUBS証券株式会社との間で、当社普通株式274,000株につき株券貸借取引がなされる予定です。また割当予定先は買受ける新株予約権の株価変動リスクをヘッジする観点から株券貸借取引でUBS証券株式会社を介して調達した株式を発行決議直後の一定期間に市場等で売却する予定であることから、当該期間中に一定の売り圧力が市場に生じ、当社普通株式の株価の下落が生じ得るというデメリットがありえます。しかしながら、割当予定先は、市場動向を勘案しながら当社普通株式を売却する方針であり、新株予約権の目的である当社普通株式数274,000株に対し、当社普通株式の過去3か月における1日当たり平均出来高は約340,000株であり、一定の流動性を有していることから、またヘッジ取引における市場売却を行う場合の当社株価への影響を抑えるため、割当予定先に対して各営業日に市場売却できる数量の制限を第10回新株予約権第三者割当契約の中で課していることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。また、割当予定先にとって第10回新株予約権は、株価の下落によって割当予定先が享受する収益が増える仕組みにはなっていないため、ヘッジ取引による市場売却を行う場合にも意図的に株価を下げるインセンティブはないものと認識しております。

f. なお、当社が第10回新株予約権の取得を行う場合、UBS証券株式会社が当社役員に、株券貸借取引に基づき貸借された株式の返却を行うために、割当予定先は取得日直前の一定期間に市場等で買付けを行う予定です。当該取引において市場買付を行う場合の当社への株価への影響を抑えるため、割当予定先に対して各営業日に市場買付できる数量の制限を第10回新株予約権第三者割当契約の中で課しております。

(第11回新株予約権の特徴)

a. 第11回新株予約権には行使価額の上方修正オプションが付いているため、当初は行使価額が固定されていますが、当社株価が上昇し、行使価額の上方修正を希望する場合、当社の取締役会において決議することにより、行使価額の修正を開始させることが可能です。これによって、当社株価の上昇に伴い行使価額が上方修正された場合には、資金調達額が増大することになり、当社株価の上昇によるアップサイドメリットを享受することができます。

b. 第11回新株予約権は、原則、割当予定先の裁量により新株予約権の行使が進みますが、行使指定条項が付いているため、当社に資金需要が発生し、割当予定先による新株予約権の早期の行使を希望する場合には、一定の条件のもとで、一定の期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することでより機動的に資金調達を実施することが可能です。

c. 第11回新株予約権には、当社の裁量により、希薄化の程度及び時期をコントロールすることができるように行使指定条項に加えて行使停止指定条項を付けております。市場環境等を勘案の上、株価への影響に配慮しつつ、新株予約権の行使指定又は行使停止指定を行うことができますので、新株式の発行と比べて、希薄化の程度及び時期を当社の裁量によりコントロールすることができます。また、新株予約権の目的である当社普通株式数は1,400,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていることにより、希薄化が限定されております。

d. 新株予約権は、そのすべての行使が完了するまでに一定の期間を必要とし、また、当社普通株式の株価が行使価額を下回って推移した場合には、新株予約権の行使がなされないことが想定されます。従って、株価や市場動向等により、割当予定先による第11回新株予約権の行使が進まないことにより、資金調達額が減少する可能性があるというデメリットはあります。しかしながら、行使価額の下限は当初行使価額の100%に相当する金額(但し、一定の場合に調整がなされます。)であることから、当社普通株式1株当たりの価値の希薄化が一定程度制限されております。

e. 当社は、新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことで、新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、新株予約権を取得、消却することでより有利な資金調達方法を当社の裁量により選択することが可能です。これにより、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行後も、資本政策の柔軟性を確保することができます。

f. 割当予定先は、新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、従って、新株予約権の行使後当社普通株式は売却されることになるため、一定の売り圧力が市場に生じ、当社普通株式の株価の下落が生じ得るというデメリットがあります。しかしながら、割当予定先は、市場動向を勘案しながら当社普通株式を売却する方針であり、また、新株予約権の目的である当社普通株式数1,400,000株に対し、当社普通株式の過去3か月における1日当たり平均出来高は約340,000株であり、一定の流動性を有していることから、かかるデメリットはある程度緩和されるものと見込んでおります。

2. 第10回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容

新株予約権の行使制限と行使指示

- 第10回新株予約権第三者割当契約に基づき、割当予定先は、第10回新株予約権の行使可能期間の最終日の2週間前までは、一定の場合を除き、自らの裁量で第10回新株予約権を行使することができません。当社が割当予定先による第10回新株予約権の行使を希望する場合には、第10回新株予約権の行使可能期間の最終日の2週間前までに割当予定先に対して行使すべき旨及び行使すべき第10回新株予約権の数を通知することで割当予定先に対して新株予約権の行使指示を行うことができます。
- 割当予定先は当該行使指示を受けた場合、当該行使指示を受領した日から3取引日以内に行使指示された数に相当する第10回新株予約権を全て行使します。但し、かかる行使は、これを一括して又は数回に分けて行うことができます。
- 当社が株式の希薄化の回避を希望する場合には、の新株予約権の取得条項を行使することで、当社の裁量でいつでも残存する第10回新株予約権を取得することができます。但し、未公表のインサイダー情報等がある場合等一定の場合には当社は行使指示を行うことはできません。なお、当社は、行使指示を行う都度開示いたします。

新株予約権の取得条項

- 当社は、第10回新株予約権の割当日の翌営業日以降いつでも、当社取締役会の決定により、当社株式の時価に基づき決定される金額で第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- 取得時の時価は、当社取締役会が定める取得日の10取引日前から取得日前日までの10連続取引日におけるVWAPの単純平均値(但し、VWAPが算出されない日は除きます。)に1,000を乗じた価額(1円未満端数切捨て)とされています。

譲渡制限

- 第10回新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。第10回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先は、第10回新株予約権の行使指示を行う権利その他の第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容

該当事項はありません。なお、割当予定先は、第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当該普通株式については市場動向、投資家需要を勘案しながら売却する方針であるとのことです。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者との間で締結される予定の取り決めの内容

第10回新株予約権の発行に伴い、割当予定先の関係会社であるUBS証券株式会社は、当社の大株主である当社代表取締役社長長谷川幸雄及び取締役岡野光夫との間で、平成25年8月13日までに当社普通株式合計274,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。UBS証券株式会社は、割当予定先が借り受ける当社普通株式の利用目的を同社が第10回新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付けに限り、これ以外の空売りを行わない旨合意しております。

5. その他投資者の保護を図るために必要な事項

割当予定先は、第10回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。割当予定先は、新株予約権を譲渡する場合には、新株予約権の行使指示を行う権利等第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

6. 第10回新株予約権の行使請求の方法

- 第10回新株予約権の行使は、第10回新株予約権を行使することができる期間中に、当該新株予約権者が第10回新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、行使請求受付場所以に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。

- (2) 第10回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。
- (3) 第10回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,400個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	17,500,000円
発行価格	12,500円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年9月2日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区原町三丁目61番地
払込期日	平成25年9月2日
割当日	平成25年9月2日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿通支店

- (注) 1 第11回新株予約権については、平成25年8月13日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに第11回新株予約権第三者割当契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第11回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債権等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第11回新株予約権の目的となる株式の総数は1,400,000株で固定されておりますが、行使価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄にて定義します。)は修正される可能性があります。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第11回新株予約権による資金調達額は増加又は減少します。 2. 当社は平成25年9月3日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第11回新株予約権に係るすべての新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第11回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の前日まで(当日を含みます。)の3連続取引日(但し、終値のない日は除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。 3. 行使価額の下限(以下「下限行使価額」といい、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されます。)は、当初行使価額の100%に相当する金額であり、行使価額の修正が開始された後も、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整が生じる場合を除き、行使価額が当初行使価額を下回ることはありません。下限行使価額が平成25年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値であると仮定した場合、第11回新株予約権に係る資金調達の総額は2,930,900,000円となります。但し、第11回新株予約権は行使されない可能性があります。 4. 第11回新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられています(詳細は、下記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄をご参照ください。)
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社セルシード 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。</p>

新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第11回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,400,000株とします(割当株式数は1,000株とします。)。但し、下記第2項乃至第4項により、割当株式数が調整される場合には、第11回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。</p> <p>2. 当社が第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。</p>
-----------------	--

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。</p> <p>2. 第11回新株予約権の行使価額は、東京証券取引所における平成25年9月2日の当社普通株式の普通取引の終値(但し、割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,152円を下回る場合には、1,152円とし、以下「当初行使価額」といいます。)とします。但し、行使価額は第4項の規定に従って調整されます。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>当社は平成25年9月3日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第11回新株予約権に係るすべての新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、修正日の前日まで(当日を含みます。)の3連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第11回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整します。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含みます。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。</p>
----------------	--

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第11回新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{[(\text{調整前行使価額}) - (\text{調整後行使価額})] \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとします。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとします。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、同号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとします。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>第11回新株予約権の発行価額の総額17,500,000円に行使価額の総額を加えた額とします。</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得・消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第11回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第11回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に行使請求に係る各第11回発行価額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とします。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第11回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年9月3日から平成27年9月2日までの期間とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 新宿通支店</p>
新株予約権の行使の条件	各第11回新株予約権の一部行使はできません。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、第11回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第11回新株予約権の払込期日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第11回新株予約権1個当たり12,500円の価額で、新株予約権者(当社を除く。)の保有する新株予約権の全部又は一部を取得します。</p> <p>2. 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第11回新株予約権1個当たり12,500円の価額で、当該取得日に残存する第11回新株予約権の全部を取得します。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	第11回新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 第11回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授(当社取締役)が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位(「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊)を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療製品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社グループでは、現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しております。研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートについては、現在、早期の事業化を目指した方策の検討を進めております。また食道再生上皮シートについてはこれまでに共同研究先における臨床研究が終了しており、その他3つの開発候補品については現在臨床研究が進められている段階にあります。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。当社グループでは、これまでに構築した国内外の販売代理店網を通じてマーケティング・販売活動を行っております。

当社グループの収益基盤を確立するためには、共同研究先との協働による細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業双方における研究開発活動(特に細胞シート再生医療事業における前臨床研究、臨床研究、治験、各国薬事承認取得などの活動)の推進と両事業における製品製造・マーケティング・販売活動の拡充が必要です。但し、いずれの事業もまだ先行投資期にあり、特に細胞シート再生医療製品の研究開発を行う細胞シート再生医療事業はその本質として多額の研究開発先行投資を必要とするため、当社グループはこれまで必要資金の手当てのために様々な施策を実行してまいりました。

必要資金手当てに向けた各施策の実行並びに経費削減を通じた今後の研究開発体制の構築を推進する中で、平成25年2月、当社は「外部環境の変化を活用した新たな持続的成長モデルの構築」を中期ビジョンとして掲げ、「事業提携」、「戦略投資」、「財務基盤」を3つの柱とする平成25～27年度中期経営計画を発表いたしました。

本計画の第1の柱である「事業提携」においては、平成25～26年度における実現を目途とした細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化とを目的として事業提携の実現を図り、事業提携の内容と社内外の環境変化に応じた研究開発戦略の大胆かつ機動的な組み換えを検討する計画です。事業提携を伴う細胞シート再生医療製品の早期事業化は、当社によるこれまでの研究開発成果の収益化及び事業化に至る先行投資負担の軽減を可能にするとともに、当社が比較優位を持たない経営資源（機能、スキル、技術）の補充に寄与するものと期待しております。

第2の柱である「戦略投資」においては、中長期的な企業価値成長を目指した戦略分野への先行投資を積極的に進める計画です。現在検討を進めている先行投資領域候補としては、例えば日本における法規制の整備によって生じる新しい事業機会への戦略的参入が挙げられます。現在日本で検討されている法規制整備の状況（特に薬事法の改正、いわゆる「再生医療新法」の制定など）に注目しております。具体的には、高い有用性等が期待される再生医療製品については、その特性を踏まえた安全性等の基準の整備や手続の見直しを行い、迅速な審査・承認を行う制度作り（早期承認制度）が進んでおります。また細胞加工のための制度整備では、再生医療を医師・医療機関が実施する際に、医師法・医療法の下で患者の細胞・組織の加工等を外部の専門性を有する事業者等に委託できる仕組み作り（細胞受託加工業の創設）が進んでおります。当社はこういった状況を踏まえて、事業提携を通じた参入の可能性も視野に入れながら戦略的な検討を進める計画です。また、ブロックバスター製品を目指した「第2世代パイプラインの研究開発」も今後の先行投資課題のひとつです。

第3の柱である「財務基盤」においては、事業提携、公的助成・補助、及びエクイティ・ファイナンスを含めた金融的手法などの多様な手段を活用し、上述の第1、第2の柱の推進に必要な資金の調達及び安定的資金源の開発に取り組むとともに、費用対効果の向上を通じた継続的な支出抑制にも取り組んでまいります。

中期経営計画の着実な推進による、当社グループ事業の一層の進展と持続的な成長モデルの構築に向けて、当社グループは事業提携等を含めた資金調達の実現による財務基盤の確立を、現在の最優先課題と位置付けております。

再生医療事業という革新的な事業に関する提携の実現は必ずしも容易ではないと考えられますが、最近になって再生医療事業を取り巻く環境は活性化してきております。例えば、平成24年に政府より相次いで「医療イノベーション5か年戦略」と「日本再生戦略」が発表され、これらの文書の中で再生医療の産業化が重点的な取組項目として挙げられております。また、平成24年12月には様々な種類の細胞に成長でき再生医療の実現につながることを期待される「iPS細胞（人工多能性幹細胞）」を世界で初めて作製した山中伸弥京都大学教授・同大学iPS細胞研究所長がノーベル医学・生理学賞を受賞され、改めて再生医療が各方面の注目を浴びる機会となりました。さらに、平成25年4月には再生医療の実用化を目指した再生医療推進法が成立し、同年7月には厚生労働省相がiPS細胞を用いた臨床研究計画を承認するなど、政府の再生医療に対する前向きな取組姿勢が具現化してきています。

このような基礎研究成果や政府の取組姿勢などが再生医療の産業化にとって前向きな環境を醸成する中、近時、複数の大手企業が再生医療分野あるいはその関連分野への参入を正式に表明するケースが見られるようになりました。他方、医療用医薬品・医療機器分野は薬事法規制対応の必要性などから一般的に参入障壁が高いとされており、その中でも最先端の技術を活用する再生医療分野はもう一段参入障壁が高くなっていると言えます。そのような参入障壁を有する再生医療分野あるいはその関連分野への参入を検討している企業にとって、当社グループのような基盤技術・特許網・研究開発パイプライン及び薬事法規制対応を含めた経験・ノウハウなどを有する先行企業との提携は高い参入障壁を乗り越えるための戦略的選択肢のひとつになり得ると考えております。また、潤沢な資金背景と新規事業分野への参入意欲を有する大手企業は、研究開発先行投資資金及び運転資金の調達を最重要課題としている当社グループにとって重要な戦略的提携パートナーになり得る相手方です。

当社グループは、このような環境認識に基づいて、現在複数の相手方と事業提携等に関する交渉を推進しておりますが、現在までに具体化したものはございません。また、平成23年4月にエマウス社との間で締結いたしました共同研究開発基本契約については、両社の直近の状況を踏まえ、米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約に統合する方向で検討を進めており、統合が実現した場合には平成24年12月期第1四半期中に受領した150万米ドルが当社技術移転対価となり、先方一時金支払義務は終了する見込みとなっております。当社グループは平成25年12月期第2四半期連結会計期間末においても依然として継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況にあり、従いまして、中期経営計画に基づく着実な事業の推進、及び将来に向けた持続的な成長モデルの構築に向けて、継続的な事業提携交渉の推進と並行して、研究開発の継続的・積極的な推進を可能とする資金を調達することが経営上重要な課題となっております。

以上のような状況を総合的に勘案して、今般当社は自己資本拡充と運転資金及び研究開発資金確保という課題に対応することを目的として、第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を実施することにいたしました。

当社は、本資金調達を通じて研究開発活動をより一層推進し、事業提携を伴う細胞シート再生医療製品の早期事業化による安定的事業基盤の確立、細胞受託加工業への新規参入、及び生産ブレイクスルーの実現・次世代パイプラインの研究開発という戦略分野への先行投資による中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本資金調達は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による第10回新株予約権の発行と第11回新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達を選択した具体的な検討内容です。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資、新株予約権付社債、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。しかしながら、前述の当社の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業はともにもまだ先行投資段階にあり当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであることから、間接金融（銀行借入）による資金調達は事実上困難な状況であり、また本届出書提出日現在においても間接金融（銀行借入）による資金調達は行っておりません。

そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、エクイティ発行による直接金融に依拠せざるを得ない状況です。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達方法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストの負担が第三者割当による新株予約権の発行より大きいこと、また将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすために株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上している当社の損益状態や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

新株予約権付社債については、その転換までの間調達金額が負債として計上されるため、現在の当社の財務体質に鑑み、財務健全性の観点から今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

第三者割当増資については、資金需要に合わせた機動的な資金調達の観点からは適切でないと考えられること、今回のように調達金額が大きい場合には当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに短期的に大きな影響を及ぼすと考えられること、並びに即時の株式発行を伴うものであり、上記の公募増資及び株主割当増資同様将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

この点、異なる性質を有する2種類の新株予約権を組み合わせた資金調達方法は、当社の当面の資金需要に対処するとともに株価への下落圧力を可及的に軽減して、既存株主の皆様の利益に配慮しながら継続的な研究開発資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

本資金調達の概要

今回の資金調達においては、新株予約権という形態ではあるものの発行当初に資金調達できる仕組みを持つ第10回新株予約権、及び割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みを持つ第11回新株予約権という2種類の新株予約権を第三者割当の方法によって割当予定先に対して発行いたします。

(第10回新株予約権の商品性)

a. 当社株式の時価に基づいて設定される新株予約権の払込金額

- 第10回新株予約権の払込金額は、発行決議日直後の一定期間における当社株式の時価の加重平均に基づき決定されます。当該払込金額は第10回新株予約権の発行日に割当予定先より払い込まれる金額であることから、新株予約権の発行当初に資金を調達することができます。
- 払込金額の決定方法につきましては、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権)(1) 募集の条件 脚注3」をご参照ください。

b. 新株予約権の行使価額

- 第10回新株予約権の行使価額は1円に設定されておりますが、この結果新株予約権発行時における株式発行による資金調達とほぼ同等の経済効果を得ることが可能となっております。なお、第10回新株予約権に行使価額の修正条項は付されておられません。

c. 新株予約権の取得条項

- 当社は、第10回新株予約権の割当日の翌営業日以降いつでも、当社取締役会の決定により、当社株式の時価に基づき決定される金額で第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- 取得時の時価は、当社取締役会が定める取得日の10取引日前から取得日前日までの10連続取引日におけるVWAPの単純平均値(但し、VWAPが算出されない日は除きます。)に1,000を乗じた価額(1円未満端数切捨て)とされています。

d. 新株予約権の行使制限と行使指示

- 第10回新株予約権第三者割当契約に基づき、割当予定先は、第10回新株予約権の行使可能期間の最終日の2週間前までは、一定の場合を除き、自らの裁量で第10回新株予約権を行使することができません。当社が割当予定先による第10回新株予約権の行使を希望する場合には、第10回新株予約権の行使可能期間の最終日の2週間前までに割当予定先に対して行使すべき旨及び行使すべき第10回新株予約権の数を通知することで割当予定先に対して新株予約権の行使指示を行うことができます。
- 割当予定先は当該行使指示を受けた場合、当該行使指示を受領した日から3取引日以内に行使指示された数に相当する第10回新株予約権を全て行使します。但し、かかる行使は、これを一括して又は数回に分けて行うことができます。
- 当社が株式の希薄化の回避を希望する場合には、c.の新株予約権の取得条項を行使することで、当社の裁量でいつでも残存する第10回新株予約権を取得することができます。但し、未公表のインサイダー情報がある場合等一定の場合には当社は行使指示を行うことはできません。なお、当社は、行使指示を行う都度開示いたします。

e. 譲渡制限

- 第10回新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。第10回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先は、第10回新株予約権の行使指示を行う権利その他の第10回新株予約権第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

(第11回新株予約権の商品性)

a. 行使価額上方修正オプション

- 第11回新株予約権の行使価額は当初は固定されていますが、当社株価が上昇し行使価額の上方を修正を希望する場合には当社の取締役会において決議することによりその上方修正を開始させることが可能です。行使価額が上方修正された場合には資金調達額が増大することになり、当社株価の上昇によるアップサイドメリットを享受することができます。
- 行使価額の修正に係る決議がなされた場合には、それ以降第11回新株予約権の行使の都度所定の算式に従って自動的に行使価額の修正がなされますが、下限行使価額は当初行使価額の100%に相当する金額であり、行使価額の修正が開始された後も株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整が生じる場合を除いて、行使価額が当初行使価額を下回ることはありません。

b. 行使指定条項

- 行使指定条項による行使指定又はc.記載の行使停止指定条項に基づく行使停止指定がなされた場合を除き、d.記載の制限超過行使の禁止に従うことを条件として原則としていつでも割当予定先の裁量で第11回新株予約権を行使できる仕組みとなっており、当社株式の時価が行使価額を上回っているときには速やかに新株予約権の行使が進んでいくことが期待できる仕組みとなっております。
- 当社が機動的な資金調達を希望した際には、一定の条件に従って行使指定できる仕組みとなっております。割当予定先は、かかる行使指定に従って、一定の条件及び制限の下で第11回新株予約権を行使します。
- 但し、第11回新株予約権の行使指定をする際には、当社が一度に行使指定を行うことのできる行使指定期間は最長20取引日とし、行使指定を行うことのできる新株予約権の数は、行使指定のなされる日の前日までの1ヶ月間又は同3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の15%に最も近似する株式数に行使指定期間の日数を乗じた数に相当する数以下となるよう行使指定を行う必要があります。
- 行使指定の直前の取引日における当社普通株式の終値が行使価額を下回る場合、当社株式に係るインサイダー情報がある場合、当社の財務状況又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など、一定の条件の下では、当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の行使指定を行う都度開示いたします。

c. 行使停止指定条項

- 当社は、割当予定先に対して、一定の条件に従って行使停止指定ができます。割当予定先は、b.記載の行使指定条項による行使指定がなされた場合を除き、d.記載の制限超過行使の禁止に従うことを条件に、原則としていつでもその裁量で第11回新株予約権を行使できる仕組みとなっておりますが、当社は、割当予定先に対して、行使停止指定を行うことができます。

- ・ 行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる第11回新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の行使停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、いったん行った行使停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、当社は、行使指定を行った場合、割当予定先が当該行使指定に基づき行使しなければならない第11回新株予約権の行使を妨げるような行使停止指定を行うことはできません。
- ・ 当社の判断により随時行使停止指定を行うことが可能であるため、当社が当社の資金需要及び市場環境に鑑み主体的に資金調達時期を設定することが可能となります。なお、当社は、行使停止指定を行う都度開示いたします。

d. 制限超過行使の禁止

- ・ 当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び有価証券上場規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づいて、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所用の適用除外の場合を除き、第11回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が第11回新株予約権の払込日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(制限超過行使)を割当予定先に行わせないこととします。
- ・ 割当予定先は、制限超過行使に該当するような第11回新株予約権の行使を行わないことに第11回新株予約権第三者割当契約の中で同意しております。

e. 交付株式数の固定

- ・ 第11回新株予約権の目的である当社普通株式数は1,400,000株で固定されており、株価動向にかかわらず交付株式数が固定されているため、第11回新株予約権の行使による最大希薄化率は変わりません。

f. 新株予約権の取得条項

- ・ 当社は、第11回新株予約権の割当日の翌営業日以降いつでも、当社取締役会の決定により発行価額と同額で第11回新株予約権の一部又は全部を取得する旨及び取得日を決議することができます。
- ・ 将来的に第11回新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社はその裁量でいつでも残存する第11回新株予約権を取得することができます。従って第11回新株予約権の発行後も当社資本政策の柔軟性が確保されております。
- ・ 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、発行価額と同額で第11回新株予約権の全部を取得します。

g. 買戻義務

- ・ 当社は、第11回新株予約権第三者割当契約に基づき平成27年9月2日に、その時点で残存する第11回新株予約権のすべてを発行価額で買い取る義務を負います。

h. 譲渡制限

- ・ 第11回新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。第11回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先は、第11回新株予約権の行使指定を行う権利その他の第11回新株予約権第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

本資金調達を選択理由

本資金調達は、当面の資金需要に対応しつつ、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示又は行使停止指定等を行うことができることが大きな特徴であり、そのために異なる性質を有する2種類の新株予約権を組み合わせています。具体的には、第10回新株予約権は当面の資金需要に対応して発行されるものであり、将来の株式の発行可能性は有するものの取引時点では直ちに株式を発行することなく即時の資金調達を実現することができることをその特徴としております。一方、第11回新株予約権は、即時の資金調達手段とはならないものの、行使価額上方修正オプションを活用することで将来の当社株価上昇時に資金調達額を増やすことが可能となり、また当社が主体となり一定の条件のもとに新株予約権の行使指定又は行使停止指定を行うことで、株価への影響に配慮しつつ今後の当社の資金ニーズに応じた柔軟かつ機動的な資金調達を行うことを企図して発行されるものです。

(第10回新株予約権の特徴)

- a. 当資金調達方法のコンセプトは、将来の株式発行条件を事前に確定した上で、取引時点で株式を直ちに発行することなく、取引の相手方から事前に資金を調達する経済効果を実現するものです。資金調達額は予め決定された将来に発行される可能性のある株式の発行価額及び発行数量に基づき、現在の株価水準を基準に決定されます。
- b. 具体的には、割当予定先と第10回新株予約権第三者割当契約を締結し、当社株式274,000株を対象とする行使価額1円の新株予約権を当社株式の時価から一定のディスカウントを行った価額で割当予定先に発行します。新株予約権の発行価額としての払込相当額は、当社の貸借対照表上、新株予約権の発行時より純資産として計上されます。
- c. 割当予定先は新株予約権の満期の2週間前までは当社による行使指示がない限り、原則として新株予約権の行使が制限され、かつ事前通知により当社はいつでも新株予約権を当社普通株式の時価相当額で取得することが可能となっています。従って、当社の裁量で将来時点における株式発行の要否、発行する株式数（但し上限は予め決定される株式数）及びその発行時期を決定することができます。
- d. 当社が第10回新株予約権を取得する場合の取得価額は取得時の当社株価により変動します。第10回新株予約権の時価は当社株価にはほぼ連動するため、当初時点と比較して株価が上昇した場合の取得価額は発行価額と比較して高くなり、株価が下落した場合の取得価額は発行価額と比較して低くなります。また、当社が割当予定先に対して行使指示を行うことによる株式発行を選択した場合、新株予約権発行時に純資産に計上していた金額は資本金及び資本準備金に計上されます。

e. 当資金調達方法に関連して、当社役員と割当予定先の関係会社であるUBS証券株式会社との間で、当社普通株式274,000株につき株券貸借取引がなされる予定です。また割当予定先は買受ける新株予約権の株価変動リスクをヘッジする観点から株券貸借取引でUBS証券株式会社を介して調達した株式を発行決議直後の一定期間に市場等で売却する予定であることから、当該期間中に一定の売り圧力が市場に生じ、当社普通株式の株価の下落が生じ得るというデメリットがありえます。しかしながら、割当予定先は、市場動向を勘案しながら当社普通株式を売却する方針であり、新株予約権の目的である当社普通株式数274,000株に対し、当社普通株式の過去3か月における1日当たり平均出来高は約340,000株であり、一定の流動性を有していること、またヘッジ取引による市場売却を行う場合の当社株価への影響を抑えるため、割当予定先に対して各営業日に市場売却できる数量の制限を第10回新株予約権第三者割当契約の中で課していることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。また、割当予定先にとって第10回新株予約権は、株価の下落によって割当予定先が享受する収益が増える仕組みにはなっていないため、ヘッジ取引による市場売却を行う場合にも意図的に株価を下げるインセンティブはないものと認識しております。

f. なお、当社が第10回新株予約権の取得を行う場合、UBS証券株式会社が当社役員に、株券貸借取引に基づき貸借された株式の返却を行うために、割当予定先は取得日直前の一定期間に市場等で買付けを行う予定です。当該取引において市場買付を行う場合の当社への株価への影響を抑えるため、割当予定先に対して各営業日に市場買付できる数量の制限を第10回新株予約権第三者割当契約の中で課しております。

(第11回新株予約権の特徴)

a. 第11回新株予約権には行使価額の上昇修正オプションが付いているため、当初は行使価額が固定されていますが、当社株価が上昇し、行使価額の上昇修正を希望する場合、当社の取締役会において決議することにより、行使価額の修正を開始させることが可能です。これによって、当社株価の上昇に伴い行使価額が上方修正された場合には、資金調達額が増大することになり、当社株価の上昇によるアップサイドメリットを享受することができます。

b. 第11回新株予約権は、原則、割当予定先の裁量により新株予約権の行使が進みますが、行使指定条項が付いているため、当社に資金需要が発生し、割当予定先による新株予約権の早期の行使を希望する場合には、一定の条件のもとで、一定の期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することでより機動的に資金調達を実施することが可能です。

c. 第11回新株予約権には、当社の裁量により希薄化の程度及び時期をコントロールすることができるように行使指定条項に加えて行使停止指定条項を付けております。市場環境等を勘案の上、株価への影響に配慮しつつ、新株予約権の行使指定又は行使停止指定を行うことができますので、新株式の発行と比べて、希薄化の程度及び時期を当社の裁量によりコントロールすることができます。また、新株予約権の目的である当社普通株式数は1,400,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていることにより、希薄化が限定されております。

d. 新株予約権は、そのすべての行使が完了するまでに一定の期間を必要とし、また、当社普通株式の株価が行使価額を下回って推移した場合には、新株予約権の行使がなされないことが想定されます。従って、株価や市場動向等により、割当予定先による第11回新株予約権の行使が進まないことにより、資金調達額が減少する可能性があるというデメリットはあります。しかしながら、行使価額の下限は当初行使価額の100%に相当する金額(但し、一定の場合に調整がなされます。)であることから、当社普通株式1株当たりの価値の希薄化が一定程度制限されております。

e. 当社は、新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことで、新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、新株予約権を取得、消却することでより有利な資金調達方法を当社の裁量により選択することが可能です。これにより、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行後も、資本政策の柔軟性を確保することができます。

f. 割当予定先は、新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、従って、新株予約権の行使後当社普通株式は売却されることになるため、一定の売り圧力が市場に生じ、当社普通株式の株価の下落が生じ得るといふデメリットがあります。しかしながら、割当予定先は、市場動向を勘案しながら当社普通株式を売却する方針であり、また、新株予約権の目的である当社普通株式数1,400,000株に対し、当社普通株式の過去3か月における1日当たり平均出来高は約340,000株であり、一定の流動性を有していることから、かかるデメリットはある程度緩和されるものと見込んでおります。

2. 第11回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容

新株予約権の行使指定条項

- ・ 行使指定条項による行使指定又は記載の行使停止指定条項に基づく行使停止指定がなされた場合を除き、記載の制限超過行使の禁止に従うことを条件として原則としていつでも割当予定先の裁量で第11回新株予約権を行使できる仕組みとなっており、当社株式の時価が行使価額を上回っているときには速やかに新株予約権の行使が進んでいくことが期待できる仕組みとなっております。
- ・ 当社が機動的な資金調達を希望した際には、一定の条件に従って行使指定できる仕組みとなっております。割当予定先は、かかる行使指定に従って、一定の条件及び制限の下で第11回新株予約権を行使します。
- ・ 但し、第11回新株予約権の行使指定をする際には、当社が一度に行使指定を行うことのできる行使指定期間は最長20取引日とし、行使指定を行うことのできる新株予約権の数は、行使指定のなされる日の前日までの1ヶ月間又は同3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の15%に最も近似する株式数に行使指定期間の日数を乗じた数に相当する数以下となるよう行使指定を行う必要があります。
- ・ 行使指定の直前の取引日における当社普通株式の終値が行使価額を下回る場合、当社株式に係るインサイダー情報がある場合、当社の財務状況又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など、一定の条件下では、当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社は、行使指定を行う都度開示いたします。

新株予約権の行使停止指示条項

- ・ 当社は、割当予定先に対して、一定の条件に従って行使停止指定ができます。
- ・ 行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる第11回新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の行使停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、いったん行った行使停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、当社は、行使指定を行った場合、割当予定先が当該行使指定に基づき行使しなければならない第11回新株予約権の行使を妨げるような行使停止指定を行うことはできません。
- ・ 当社の判断により随時行使停止指定を行うことが可能であるため、当社が当社の資金需要及び市場環境に鑑み主体的に資金調達時期を設定することが可能となります。なお、当社は、行使停止指定を行う都度開示いたします。

制限超過行使の禁止

- ・ 当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び有価証券上場規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づいて、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所用の適用除外の場合を除き、第11回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が第11回新株予約権の払込日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（制限超過行使）を割当予定先に行わせないこととします。

- ・ 割当予定先は、制限超過行使に該当するような第11回新株予約権の行使を行わないことに第11回新株予約権第三者割当契約の中で同意しております。

新株予約権の取得条項

- ・ 当社は、第11回新株予約権の割当日の翌営業日以降いつでも、当社取締役会の決定により発行価額と同額で第11回新株予約権の一部又は全部を取得する旨及び取得日を決議することができます。
- ・ 将来的に第11回新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社はその裁量でいつでも残存する第11回新株予約権を取得することができます。従って第11回新株予約権の発行後も当社資本政策の柔軟性が確保されております。
- ・ 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、発行価額と同額で第11回新株予約権の全部を取得します。

買戻義務

- ・ 当社は、第11回新株予約権第三者割当契約に基づき平成27年9月2日に、その時点で残存する第11回新株予約権のすべてを発行価額で買い取る義務を負います。

譲渡制限

- ・ 第11回新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。第11回新株予約権を譲渡する場合、割当予定先は、第11回新株予約権の行使指定を行う権利その他の第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容

該当事項はありません。なお、割当予定先は、第11回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当該普通株式については市場動向、投資家需要を勘案しながら売却する方針であるとのことです。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者との間で締結される予定の取り決めの内容

該当事項はありません。

5. その他投資者の保護を図るために必要な事項

割当予定先は、第11回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。割当予定先は、新株予約権を譲渡する場合には、新株予約権の行使指示を行う権利等第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

6. 第11回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第11回新株予約権の行使は、第11回新株予約権を行使することができる期間中に、当該新株予約権者が第11回新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
- (2) 第11回新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。
- (3) 第11回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,472,584,300	11,000,000	3,461,584,300

- (注) 1. 払込金額の総額は、第10回新株予約権の発行価額の総額541,410,300円(但し、発行価額である平成25年8月14日から平成25年8月27日までのVWAPの単純平均値が平成25年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額として仮に計算された金額です。)及び第11回新株予約権の発行価額の総額17,500,000円に、第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額274,000円及び第11回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額2,913,400,000円(但し、第11回新株予約権のすべてが平成25年8月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値で行使されたとして仮に計算された金額です。)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価・発行サポート関連費用9,000,000円、株式事務手数料1,500,000円、その他諸費用(登記関連費用等)500,000円であります。
4. 第10回新株予約権又は第11回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。また、行使価額が修正又は調整された場合には、上記差引手取概算額は、増加又は減少する可能性があります。

(2)【手取金の使途】

(第10回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
研究開発資金	538	平成25年8月 ~平成26年12月

研究開発資金の主な内訳

細胞受託加工業の立上げ準備費用238百万円、人件費300百万円など

(第11回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	645	平成27年1月 ~平成28年12月
研究開発資金	2,278	平成26年1月 ~平成28年12月

運転資金の主な内訳

人件費390百万円、本社機能運営費用255百万円など

研究開発資金の主な内訳

日本食道再生上皮シート治験・薬事申請関連費用756百万円、日本軟骨再生シート治験・薬事申請関連費用832百万円、人件費等に残額

今回の調達資金は、事業提携等を通じた安定資金の調達までの間の運転資金及び収益基盤確立のための研究開発資金に充当する予定です。

なお、上記資金使途は平成28年12月までの資金使途の内訳を記載したものです。また、当社株価の動向によっては第11回新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があり、その行使状況によって実際の資金調達額や調達時期が変動します。従って、上記資金使途の内訳は第11回新株予約権の行使状況によって変わる可能性があります。

第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使によって予定される資金調達の全部又は一部が実現できない場合、現在取り組んでいる事業提携等を通じた資金調達で対応する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	UBS AG ロンドン支店
所在地	連合王国 EC2M 2PP ロンドン フィンスパリーアベニュー 1
国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	UBS証券株式会社 代表取締役 中村 善二 03-5208-6000（代表）
代表者の役職及び氏名	最高経営責任者(CEO) セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)（注）
資本金	384百万スイス・フラン（連結、平成25年6月30日時点）（注）
事業の内容	投資銀行業務及び証券業務
主たる出資者及びその出資比率	チェース・ノミニーズ・リミテッド（11.94%） シンガポール政府投資公社（6.40%）（注）

（注）代表者の役職及び氏名、資本金、主たる出資者及びその出資比率については割当予定先であるUBSの本店であるUBS AG ロンドン支店の情報を記載しております。

b. 提出者と割当予定先の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、上述のとおり事業提携等を含めた資金調達の実現を最優先課題として取り組んでおります。その中で、収益基盤の確立に向けた事業の進捗を図るため必要となる資金の調達についてどのような方法が当社にとって最良であるかをこれまで検討してまいりました。事業提携等による安定資金の調達は有力な方法の1つですが、現時点ではまだ具体化したものはございません。一方で、当社グループにとって、事業提携等を通じた安定資金の調達が実現するまでの間に必要となる自己資本拡充及び運転資金・研究開発資金の確保が喫緊の課題となっていることは上述のとおりです。

そのため、今般の割当予定先の選定にあたっては、当社の事業内容や中長期事業計画を含めた当社の経営方針を尊重していただけることに加えて、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを検討基準として、割当予定先となり得る複数の証券会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成25年5月にUBS AG ロンドン支店（以下「UBS」といいます。）より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。新株予約権の発行当初に一定額の資金調達を行えると共に、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減しながら株価上昇によるアップサイドメリットを享受することのできる本スキームは、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断しました。

またUBSは、当社のニーズを充足するスキームの提供を含め、高い商品開発力と提案力を兼ね備えており、且つ新株予約権の買取業務において豊富な実績と基盤を有していること、国内外の幅広い投資家ネットワークを有しており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、等も総合的に勘案し、当社はUBSを割当予定先として選定することといたしました。

なお、第10回新株予約権及び第11回新株予約権に係る第三者割当は、日本証券業協会会員であるUBS証券株式会社の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割当てようとする株式の数

UBS AG ロンドン支店：新株予約権の目的である株式の総数 1,674,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく第10回新株予約権及び第11回新株予約権を譲渡できません。割当予定先は、第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、株券貸借契約に基づきUBS証券株式会社を介して当社役員に返却を行うため、保有することはないとのことです。また、第11回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当該普通株式については市場動向、投資家需要を勘案しながら売却する方針であるとのことです。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先において第10回新株予約権及び第11回新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を、本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者から口頭で受けるとともに、割当予定先であるUBSの本店であるUBS AGの直近の財務諸表から純資産額は47,073百万スイス・フラン及び現預金は80,544百万スイス・フラン（それぞれ約4兆9,356億円、約8兆4,450億円、換算レート1スイス・フラン104.85円（平成25年6月28日の仲値））（連結、平成25年6月30日現在）と確認しているほか、当該資金の払込みについては第10回新株予約権第三者割当契約及び第11回新株予約権第三者割当契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるUBSの本店であるUBS AGは、その株式をスイス連邦のスイス証券取引所及び米国のニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)）の監督及び規制を受けております。また、UBSは、英国金融サービス機構（Financial Services Authority）の監督及び規制を受けております。

当社は、連邦金融市場監督機構ホームページ、英国金融サービス機構ホームページ、UBS AGのアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本資金調達の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

第10回新株予約権第三者割当契約及び第11回新株予約権第三者割当契約において、当社及び割当予定先は、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の譲渡につき当社取締役会の承認を要する旨を合意する予定であり、割当予定先は、当社取締役会の承認がない限り、第10回新株予約権及び第11回新株予約権を第三者に譲渡することはできません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(第10回新株予約権)

第10回新株予約権の発行価額については、第10回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される第10回新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区)により作成された評価書を参考に、第10回新株予約権の1個当たりの払込金額を平成25年8月14日から平成25年8月27日までのVWAPの単純平均値の95%相当額から1円を差し引いた値に1,000を乗じた金額(1円未満端数切捨て)といたしました。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ等に関する前提、当社の資金調達需要及び行使指示行動に関する一定の前提(一定の前提に基づき行使指示を実施することを含みます。)、並びに割当予定先の権利行使行動及び株式売却行動に関する一定の前提(出来高の一定の範囲内で株式売却を実施するという当社株式の流動性に起因する制限についての仮定に基づき、借株を行い、一定期間に渡り市場等で株式売却を実施することを含みます。)を置き、割当予定先による第10回新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準(割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準)を仮定して、第10回新株予約権の発行要項及び第10回新株予約権第三者割当契約で定められた各条件(第10回新株予約権の行使価額が1円である点を含みます。)を考慮のうえ、第10回新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、当該算定機関の評価を参考にしつつ、また、第10回新株予約権の内容や特徴を勘案の上、第10回新株予約権の発行価額の算定方法が合理的であると判断しました。

(第11回新株予約権)

第11回新株予約権の発行価額については、第11回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される第11回新株予約権第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区)により作成された評価書を参考に、第11回新株予約権の1個当たりの払込金額を12,500円といたしました。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ等に関する前提、当社の資金調達需要、行使指定行動及び行使停止指定行動に関する一定の前提(原則として新株予約権の取得を実施せず、一定の前提に基づき継続的に行使指定を実施することを含みます。)、並びに割当予定先の権利行使行動及び株式売却行動に関する一定の前提(出来高の一定の範囲内で株式売却を実施するという当社株式の流動性に起因する制限についての仮定に基づき、当社の行使指定等による権利行使及び株式売却を実施することを含みます。)を置き、割当予定先による第11回新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準(割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準)を仮定して、第11回新株予約権の発行要項及び第11回新株予約権第三者割当契約で定められた各条件(当社が取締役会で行使価額の修正を決議した後の第11回新株予約権の行使価額が当社の株価から10%ディスカウントされた金額である点及び下限行使価額が当初行使価額と同水準である点を含みます。)を考慮のうえ、第11回新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、当該算定機関の評価を参考にしつつ、また、第11回新株予約権の内容や特徴を勘案の上、第11回新株予約権の発行価額の算定方法が合理的であると判断しました。

また、第11回新株予約権の当初行使価額は、東京証券取引所における割当日の当社普通株式の普通取引の終値(但し、割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,152円を下回る場合には、1,152円とします。)としました。

会社法上の職責に基づく監査として、監査役全員は当社担当者から発行要項の内容、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権) 脚注 1. 第10回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由(2) 資金調達方法の概要及び選択理由」中の「本資金調達の概要及び本資金調達の選択理由記載の内容について説明を受けました。かかる説明を受けるとともに、株式会社赤坂国際会計が作成した評価書等も考慮に入れて総合的に判断し、第11回新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を当社監査役全員から得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

第10回新株予約権及び第11回新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数は1,674,000株(議決権数16,740個)であることから、平成25年6月30日現在の当社発行済株式総数6,985,635株に対し24.0%(平成25年6月30日現在の当社議決権個数69,822個に対しては24.0%)の割合の希薄化が生じます。これにより、第10回新株予約権又は第11回新株予約権が行使された場合には、既存株主の皆様様の株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、前述のとおり、細胞シート再生医療の世界普及を目指して、自己資本を増強すること、運転資金を確保すること並びに研究開発活動及び資金の確保並びに製品製造・マーケティング・販売活動の拡充により収益基盤を確立することが、現在の当社グループにとって喫緊の課題となっております。

この点、まず、第10回新株予約権については、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 脚注 1. 第10回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由(2) 資金調達方法の概要及び選択理由 本資金調達の選択理由」中の(第10回新株予約権の特徴)に記載のとおり、新株予約権発行時点で株式を直ちに発行することなく資金調達及び資本調達ができ、また、将来時点における株式発行の要否、発行する株式数、タイミングを当社の判断で決定することが可能です。

また、第11回新株予約権については、前記「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 脚注 1. 第11回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由(2) 資金調達方法の概要及び選択理由 本資金調達の選択理由」中の(第11回新株予約権の特徴)に記載のとおり、一定の条件下で当社の判断により行使指定が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、当社による行使停止指定がなされた場合には、割当予定先による新株予約権の行使はなされません。第10回新株予約権及び第11回新株予約権は取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能です。当社は、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達を実施する場合は、その時点で残存する第11回新株予約権を取得することも可能です。

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達並びにその後の事業提携等の推進及び研究開発活動の推進を通じた細胞シート再生医療製品の事業化を実現して中長期的な安定事業基盤を確立し、将来において黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。なお割当予定先であるUBSの「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する議決件数の割合」は、割当予定先が第10回新株予約権及び第11回新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限である1,674,000株に相当する数量の新株予約権を行使し、行使により交付される当社株式を全て保有した場合の数値です。なお、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、当社は、割当予定先であるUBSが、割当を受けた第10回新株予約権又は第11回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当該普通株式については市場動向、投資家需要を勘案しながら売却する方針であることを確認しているため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の所有株 式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
UBS AG ロンドン支店	連合王国 EC2M 2PP ロンドン フィンスバリーアベニュー 1	0	0.00	1,674,000	19.33
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	388,500	5.56	388,500	4.49
ファストトラックイ ニシアティブ1号投 資事業有限責任組合	東京都文京区本郷四丁目1番 4号	290,000	4.15	290,000	3.35
大阪証券金融株式会 社	大阪府大阪市中央区北浜二丁 目4番6号	254,300	3.64	254,300	2.94
日本マスタートラス ト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	149,200	2.14	149,200	1.72
大日本印刷株式会 社	東京都新宿区市谷加賀町一丁 目1番1号	147,100	2.11	147,100	1.70
オリンパス株式会 社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43 番2号	147,000	2.10	147,000	1.70
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	1.98	138,000	1.59
長谷川 幸雄	千葉県市川市	136,000	1.95	136,000	1.57
三菱UFJキャピタ ル3号投資事業有 限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目7 番17号	73,550	1.05	73,550	0.85
小池 克昌	埼玉県深谷市	67,000	0.96	67,000	0.77
計	-	1,790,650	25.64	3,464,650	40.01

- (注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権に対する所有議決件数の割合」は、UBS AG ロンドン支店については平成25年8月12日現在の所有株式数を、その他の株主については平成25年6月30日現在の株主名簿を基準としております。
- 2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の目的である株式の総数である1,674,000株を、平成25年6月30日現在の発行済株式総数、UBS AG ロンドン支店の平成25年8月12日現在の所有株式数に加算して算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)平成25年3月29日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)平成25年5月15日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第2四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)平成25年8月13日 関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年8月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成25年4月1日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年8月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を、平成25年8月5日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年8月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を、平成25年8月13日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年8月13日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年8月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社セルシード

(東京都新宿区原町三丁目61番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。